



ざ・えぬびー



Vol.12 2018.6月号

from事務局



6月26日は颯天風呂の日

一般社団法人関西ニュービジネス協議会(NBK)事務局通信

こんなことやってます！！



NBKフェスタ・アワード運営委員会 11月19日開催『NBKフェスタ2018』 企画案検討中!!

5月16日(水)15時よりNBK事務局ビル会議室にてフェスタ・アワード委員会を13名の参加により開催いたしました。今回は、主にアワードの広報のやり方、フェスタの会場・基調講演テーマ・講師、アワードのプレゼンテーション方法等について活発な意見交換がなされました。



起業の鉄則研究会のご案内

- ・日時 平成30年6月9日(土) 14時00分～17時00分(参加費無料)
 - ・会場 神戸市兵庫区大開通2-3-21 甲南アセット大開ビル6F
神戸高速「新開地駅」西4番出口すぐ兵庫郵便局並び
 - ・交流会 海鮮料理「魚盛」(会費3,000円) <TEL> 078-578-8754
神戸市兵庫区大開通1丁目1-1 神鉄ビルB1F
 - 【第一部】 ◆講師 辻川 拓志氏 アンジップ株式会社 代表取締役
◆テーマ「今どきのweb制作会社の人材確保」
 - 【第二部】 ◆講師 府川 浩氏 元日本経済新聞社代表室 編集委員
◆テーマ「広報が知りたい新聞記者の考え方」
 - 【塾長講評】◆小林宏至氏 株式会社甲南アセット 代表取締役
- ※お申込み:株式会社甲南アセット 阪本 TEL 078-515-3981



NBK会員紹介コーナー "わてこん" わて、こんなことやってます



櫻井多美税理士事務所 (代表 櫻井 多美)

- ①御社の事業内容を簡単にお教えてください。
税理士業務
- ②PRしたい事業・商品があればお教えてください。
法人税、消費税及び所得税の申告業務、相続税の申告業務、決算業務
- ③NBKに入ってよかったことは？
ビジネスにおいて新しい取り組みをされている方々と交流ができ、講演や体験談を聞くことができること
- ④NBK活動に求めることは？
創業したばかりの方々を支援すること
- ⑤ビジネスをするうえで最も大切にしていることは？
どんな方にもわかっていただけるように話をすること。
つい、専門用語を多用してしまったり、話を簡略化したりしがちですが、丁寧にお話をさせていただくこと。
初心を忘れず、説明を省かないこと。
- ⑥休日の過ごし方を教えてください。
もっぱら子どもと遊んで、一緒に昼寝をする。
- ⑦もっとも注目する著名人とは？ その理由も教えてください。
中原美智子さん(ふたごじてんしゃの開発者)
ふたご育児という自分自身が抱えていた不便さを種に新商品(ふたごじてんしゃ)を開発されビジネスにつなげ、社会に還元されようとしていること。
ふたご自転車欲しいです！！欲しい！早く発売してほしいです！！



★クイズです！★



◎難読地名 何て読む？

1. 厄瓜多
2. 白耳義
3. 希臘
4. 丁抹
5. 哀提伯
6. 伊色列
7. 帛琉



あとがき



そろそろ梅雨入り。実は気象庁のデータでも「頃」と書かれていて、確定日ではないそうです。比較的天気の良い日が続いてから、比較的雨が多く、日照時間が少ない日に突入するまでの移り変わりの時期が5日程度あり、その中日を、梅雨入りとしているそうです。1951年から2017年までの67年間の梅雨入り平均値は6月5日頃ですが、年々梅雨入りの時期は早まっている傾向です。梅雨時には「梅雨だる(気象病)」と言われる体調不良、「食中毒」、そして実は高温多湿となるこの時期から「熱中症」にも注意が必要です。皆様も体調管理にはくれぐれもご注意ください。

6月は第6回定時総会(6/13)、8月は夏のビッグイベント(8/31)、10月はNB全国フォーラムin北海道(10/16～18)、11月はNBKフェスタ(11/19)...『16歳からの起業塾～教えるが起業家になる授業～』も5月をスタートに各学校で開催され、NBKの活動が活発になります。会員の皆様のご協力がなくては成り立たない事業ばかりです。各詳細は決まり次第ご案内させていただきますが、是非多くの皆様のご参加、ご協力をお待ちしております。【「ざ・えぬびー」読んでよ！】【HPやSNSへのいいね】も引き続きお待ちしております。

みんなのギモン 専門家がお答えします



- Q. 休日と休暇の違いは？労務管理上何か影響がありますか？
- A. 休日と休暇はどちらも休みですが、労務管理の上では大きな違いがあります。休日は最初から労働義務のない日ですが、休暇は本来働くべき日を会社が労働を免除し、休みとする日のことです。有給休暇や育児休暇などの言葉としての使用例を見るとわかりやすいかもしれません。つまり、休日に働かせると「休日労働」となり時間外手当などの割増賃金の対象となります。一方休暇を取り消し働かせてもそれだけでは割増賃金の対象にはなりません。また、祝日や、夏休み、正月休みなどを、就業規則の休日にするのか、休暇にするのかで割増賃金などの計算にも影響を与えるので、注意が必要です。

★お答えくださった人: 社会保険労務士 光森 司 氏

※質問募集中！！

ご質問があれば、質問事項・メールアドレス・所属・氏名・電話番号を明記し、「専門家がお答えします」係宛にお送りください。
(送付先アドレス: nbk@nb-net.or.jp)



発行元: 一般社団法人関西ニュービジネス協議会

〒540-0034 大阪市中央区島町1-2-3 三和ビル8F

TEL 06-6947-2851 FAX 06-6947-2852

http://www.nbk-net.or.jp nbk@nb-net.or.jp

◎@ツイッター → @NBK10

◎@フェイスブック → @nb.kansai 「いいね!」をお願いします!



〒540-0034 大阪市中央区島町1-2-3 三和ビル8F

発行元: 一般社団法人関西ニュービジネス協議会